基本合意書

株式会社甲（以下「甲」という。）及び株式会社乙（以下「乙」という。）とは、甲の保有する株式会社丙（以下「対象会社」という。）の株式の乙への譲渡（以下本件株式譲渡）という。）に関して、以下に記載した内容に基づき誠実かつ真摯に交渉及び協議を進めていくことを相互に確認をしたので、ここに基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第1条（株式譲渡・譲受）

　乙は、対象会社の発行済株式100株（以下「本件株式」という。）を取得する意向であり、甲は本件株式のうち100株全ての株式を保有しており、これを乙に譲渡する意向である。

第2条（譲渡日）

　乙は令和○年○月○日（以下「譲渡日」という。）までに本件株式を買い取るものとする。なお、手続きの必要に応じ、甲乙協議の上譲渡日を変更することができるものとする。

第3条（譲渡価額）

　本件株式の譲渡価額は、合計20,000,000円（以下合計金額を「譲渡価額」という。）とする。但し、第4条に定めるデュー・デリジェンスの結果を踏まえ、甲乙協議の上譲渡価額を変更することができるものとする。なお、退任する取締役に対して役員慰労金を支給する場合は、譲渡価額より当該役員退職慰労金を差し引いた金額を譲渡価額とする。

第4条（デュー・デリジェンス）

1. 乙は、本合意書の締結後速やかに、乙の費用において、乙自ら及び乙の指定する者により、対象会社の法務、財務のデュー・デリジェンス（以下「本件DD」という。）を実施する。
2. 甲は、責任をもって対象会社をして本件DDの実施に協力せしめる。
3. 甲及び乙は、本件DDの円滑な実施のため、相互に協力する。

第5条（スケジュール）

1. 甲及び乙は、以下に定めるスケジュールを円滑に実施するため相互に協力する。
2. デュー・デリジェンス

本件DDにおける現地での調査は、6月下旬に実施する予定とする。

1. 最終契約締結日

最終契約令和○年○月○日を目途として締結する。

1. 株式譲渡日

最終契約の定めに基づく甲から乙への本件株式の対価の支払いは令和○年○月○日とする。なお手続きの必要に応じ、甲乙協議の上譲渡日を変更することができるものとする。

1. 前項に定める事項は、必要に応じ甲乙協議の上変更することができるものとする。

第6条（役員の処遇等）

　乙は、譲渡日以降遅滞なく、対象会社をして臨時株主総会を開催せしめ、乙の指名する者を取締役としてそれぞれ選任する決議を行う。取締役の処遇等については最終契約締結日までに別途甲乙協議して決めるものとする。なお、甲への役員退職慰労金の支給金額及び内容等については、甲乙間で誠実に協議し、最終契約書において定めるものとする。

第7条（従業員の処遇）

　乙は、譲渡日以降当分の間は、対象会社の従業員（パートタイマー等を含む。）の雇用を維持し、譲渡日時点における対象会社における労働条件を実質的に下回らないことを保証する。

第8条（甲の処遇・譲渡後の支援）

　甲は、譲渡日をもって取締役を退任するものの、乙が対象会社の経営を行うにあたり、乙に対して対象会社の事業の引継ぎ及び経営における助言等の支援を行うものとする。なお、その引継ぎ期間は1年以内とし、その詳細の処遇等については最終契約締結日までに甲乙協議の上で決めるものとする。

第9条（保証の解除）

　乙は、対象会社の正当なる債務及び契約を担保するために負っている甲の保証債務について、乙の責任と負担において、譲渡日より3ヶ月以内に当該保証債務の解消のために必要な手続きを行うものとし、同手続きが完了するまでの間に、債権者から甲に対して保証責任の追及等がなされた場合には、すべての責任において処理するものとする。

第10条（独占的交渉権）

　甲は、本合意締結日より令和○年○月○日まで乙以外の第三者との間で対象会社株式の処分又は対象会社の経営権が変更される可能性がある取引につき一切の交渉、合意、契約等を行わず、また対象会社をして同様の取引を行わせしめないものとする。

第11条（秘密保持）

　甲及び乙は、本件に関する情報（本合意書の内容及びその存在並びに本件株式譲渡についての検討・交渉についての事実を含む。）について、厳にその秘密を保持する。

第12条（事業運営）

　甲は、本合意書の有効期間中、対象会社をして、対象会社の財産状態又は将来の損益状況に重大な影響を及ぼす可能性のある行為（増減資、多額の投融資、従業員の賃金・給与の水準の大幅な変更を含むが、これらに限らない。）を、乙の事前の承諾無くして行わせしめないものとする。

第13条（条件変更・解除）

①　甲及び乙は、本合意書の有効期間中、本件株式譲渡の判断に影響を与え得る以下の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲乙協議の上、本合意に定める条件を変更することができる。

a) 対象会社の重大な法令違反の事実や本合意締結日までに甲又は対象会社から乙に対して開示された事実以外の重要な事実が判明若しくは発生した場合

b) 本合意締結日までに甲又は対象会社から乙に対して開示された事実について、重大な変化・変更があった場合

c) 天災地変その他不可抗力により、対象会社の経営内容や財産の状態に重大な変動が生じた場合若しくは本合意書の履行が著しく困難となった場合

②　前項に定める条件の変更について甲乙間の協議が調わない場合には、甲又は乙は、相手方にその旨を通知することにより本合意書を解除することができる。

第14条（有効期間）

　本合意書は、以下の定めに該当する場合にはその効力を失う。但し、甲乙合意の上、これを延長することを妨げない。

　①　甲と乙の間で最終契約が締結された場合

　②　第13条「条件の変更・解除」の定めに従い、本合意書が解除された場合

　③　甲と乙の間で令和○年○月末日までに最終契約が締結されなかった場合

第15条（費用）

　本合意書に定める事項を実施するために要する一切の費用は、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。なお、本件DDに関する費用は乙が負担するものとする。

第16条（合意管轄）

　本合意書に関する一切の裁判上の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条（誠意義務）

　甲及び乙は、本合意締結後、最終契約の締結に向けて誠心誠意努力するものとする。

第18条（未規定事項）

　本合意書に規定なき事項又は本合意書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、その取扱いを決定する。

以上の合意の証として、本合意書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、甲及び乙が本合意書原本各１通所持する。

令和○年○月○日

　　東京都中央区日本橋●丁目●番●号

　　株式会社　甲

代表取締役　●●　●●

　　大阪府中央区●●町●丁目●番●号

　　株式会社　乙

　　代表取締役　●●　●●